

※ 太枠の中を記入してください

提出日 令和 7 年 3 月 1 日

## 確 認 書

必ず全事項を確認、了承した上で  
チェックを記入

ご本人様の自署

保護者等  
(署名)

下仁田 花子

☒ 私は、ねぎとこんにゃく下仁田奨学金制度に関する次の事項を確認、了承しました。

※ 以下の事項について確認、了承されましたら、上の口にチェックを入れてください。

この奨学金制度は、保護者等が連携金融機関から本制度の専用奨学ローン「ねぎとこんにゃく下仁田奨学ローン」を借入れ、返済を行い、返済額の全部又は一部について町が保護者等に補助金を交付するものです。

この奨学ローンの融資額は、高校生と予備校生は月額3万円、大学生等（注1）は月額5万円で、ローン契約者の返済用口座とは別に、奨学生本人の口座へ振り込まれます。

この奨学ローンは、借り入れた月から利息の支払が発生します。また、返済については元利均等毎月払いで、高校大学等の在学期間終了後、10年間です。

この奨学ローンは変動金利です。また、融資期間は連携金融機関の審査により変動します。

様式第1号「ねぎとこんにゃく下仁田奨学金利用申出書」及び様式第2号「確認書」等に記載してある確認事項のほか、連携金融機関の融資条件があります。

保護者等が奨学ローン借入期間に転出もしくは町外に居住した場合、補助金を受けることはできません。但し、保護者等が町に住民登録し、実際に居住していた期間の補助金は受けることができます。

保護者等が奨学ローン元利金の返済期間に、社会人奨学生が転出もしくは町外に居住した場合、補助金を受けることはできません。但し、社会人奨学生が町に住民登録し、実際に居住していた期間の補助金は受けることができます。

補助金の対象は、保護者等が補助対象期間の毎年4月から翌年3月までに返済した奨学ローンの利息及び元金で、請求後60日以内に保護者等の口座へ振り込まれます。（在学期間中に返済した利息は卒業年度にまとめて請求）（補助金額の上限あり）

この補助金を受けるには、様式第6号「ねぎとこんにゃく下仁田奨学金補助金交付申請及び実績報告兼請求書」と添付書類を下仁田町へ提出する必要があります。

当該年度中に書類の不備等により補助金を受けることができなかった場合、翌年度以降に当該年度分の補助金を受けることはできません。

奨学生が失踪もしくは死亡した場合、補助金を受けることはできません。

提供された個人情報、本奨学金制度の目的以外では使用しません。なお、本奨学金制度の利用にあたり必要となる事項については、下仁田町と連携金融機関において情報共有します。また、利用実態の把握等の確認調査を行う場合があります。

この奨学金制度の利用にあたり、保護者等の属する世帯全員及び奨学生の住民基本台帳情報と、保護者等と社会人奨学生が町税等（注2）を滞納していないことを下仁田町が調査することに同意します。

保護者等もしくは奨学生の届出内容に変更が生じた場合には、速やかに様式第4号「登録内容変更届」を提出してください。この届出を怠り、または虚偽の届出をした場合には、補助金の返還となる場合があります。

ねぎとこんにゃく下仁田奨学金償還補助金交付要綱及び、ねぎとこんにゃく下仁田奨学金償還補助金交付に係る留意事項について確認し、その内容を理解しました。

（注1）大学生等は、大学（短期大学を含む）、高等専門学校、専修学校又はこれらに準ずる教育施設及び養成所等に在学する者であって、町長が認めるもの。但し、大学院を除く。

（注2）町税等…町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料